

## 書評

塩野谷祐一

## 『価値理念の構造』

——効用対権利——

東洋経済新報社 1984. 10 xiii+480 ページ

評者が経済学部学生であった1970年代後半当時は、いっばしの学生であれば、M. ウェーバーの社会科学の客観性にかんする論文、そしてG. ミュルダールの価値負荷性にかんする論文を読み、演習の場で、あるいは友人と、社会科学の方法論を巡ってしばしば議論を戦わせた経験を持つ。社会主義の政治イデオロギーが健在であった当時、それに組みするものであれ、組みしないものであれ、学問としての独立性・客観性をいかに維持するかは、学問を営む主体に峻厳な緊張感の保持を求めたのであり、学生の身分としての私達もそれを真摯に受けとめたのである。事柄の本質に何ら変更のないのにもかかわらず、1980年代の今日にあって社会科学と価値の関係の問題が片隅に追いやられ、「議論のための議論」視されるようになってしまったのは、何故だろうか？ たしかに、さまざまな矛盾を抱えつつも、戦後の日本の経済体制が所得分配の大幅な悪化を招くことなく未曾有の生産力の発展を可能にしたという事実、他方で、現実の社会主義諸国の政治・経済体制が硬化し、新たな人間疎外を生み出しているという事実を反映して、現存の体制とのかつてのような緊張関係が私達の意識の中で薄れてしまったことに起因するのだと思われる。実際、最近の日本経済の安定的なパフォーマンスは、諸外国から羨望の念を持って見られ、日本の経済学者も自国の経済が始めて「市民権」を得た感を得て、単に実証的のみならず理論的にも本格的な分析を開始しつつある。しかしながら、かの「羨望」の念とは裏腹に、日本人はエコノミック・アニマルと陰口をたたかれ、国際社会で真の尊敬を得るに至っていないのは何故か、と自問することも大切であろう。この時、価値の問題が焦点に浮かびあがるのは必至だと思われる。

さて、評者がこのような印象論的前置きをおいたのは、本書が「価値研究」という一見いかめしい主題設定のゆえに、特殊な哲学的研究と見なされ、経済学徒の注意から離れてしまうことを惧れたためである。本書を読み理解する契機は、私達の身近な経験の中にあること、現

今の日本経済には本書の哲学的考察からチャレンジを受けている面が多分に存在することを、訴えたかったからである。本書は、著者自身の規範的経済学の基礎づけの試みであると同時に、(今世紀初頭からの)現代道徳哲学の壮大かつ綿密なサーヴェイでもある。経済学全般の中で価値の観念が稀薄化するまさしくその過程で、とりわけロールズの著作をきっかけとして価値をめぐる歴大な考察の展開があることに、読者はまず驚かされるであろう。(英語圏のものが多いのは、倫理学の伝統ゆえであろうか？ 日本語の文献の少ないのは寂しい気がする。)

本書の柱は、次の3点にある。

第1に、具体的な政治・経済・社会制度に先行してその設計を制約する道徳価値(これを著者は「道徳原理」と呼ぶ)を、人々の理性に照らしてどのように正当化できるか、という道徳哲学固有の方法論の検討である。著者は、道徳的価値の正当化の根拠を、道徳外の人間本性の観念等に求める自然主義、あるいは直観的真理の存在に求める直覚主義のアプローチを排し、(1)基礎仮説(たとえば、人間は誰しも平等で、社会から公平な関心と尊敬を受ける(自然の)権利を持つ——これは実際後述の著者の権利論の基礎仮説である)、(2)道徳原理、(3)具体的問題に対する熟慮後の道徳判断の間を往復して、3者の間に整合的な知識の体系を形成しようとする人間の絶えざる理性の営み自体の中に求めようとする。ここに「構造を持った知識」としての価値という著者の中心命題が浮上るのである。このアプローチは、ロールズの議論を敷衍したN. ダニエルズに従って、「広義の」内省的均衡論と呼ばれている。これを比喩的に述べれば、人間自らがモデル(=基礎仮説)を構築し、その一般解(=道徳原理)を論理的に演繹するとともに、自己の予想する具体解(=熟慮された道徳判断、これをどう予想するかは一般解のあり方にも影響される——丁度事実の認識が観点となる理論に影響されるように)と適合するかを検証しようとするものである。もし食い違いが生ずれば、モデル自体も再検討・改訂の対象となる。しかしながら、このような「整合主義」の立場にも周知の困難が存在する。一般解(=道徳原理)は必ずしも一意的とは限らず、またそうだとすれば人々の間の道徳原理をめぐる合意もむずかしくなるからである。「もっともらしさ(reasonableness)」の基準という、一種の予定調和が仮定されることになる。

本書の第2の柱は、著者自身の構想になる「規範的推論の枠組み」である。ここでは、実体規範としての道徳原理が特定化すべき5つの要件、すなわち、(I)価値前

提、(II) 道徳的観点(普遍化を可能にするための視点)、(III) 情報(の許容量)、(IV) (想定する人間の)性向、および(V) 統合(社会的合意形成の論理)が指摘される。さらに、以上のシェーマに沿って、シジウィックの功利主義およびロールズの正義の原理の特徴が浮き彫りにされている(第2編および第3編)。

本書の第3の柱は、「権利論」としての道徳規範の構想にある(第4編)。著者は、功利主義およびより一般的な効用主義(Welfarism)を、前者は社会的善の中に各個人の善を解消させてしまい、その結果個々の人格の尊厳を否定すること、(さらに、背景で前提されている利他心——上述の(IV)性向の特定化である——は、社会的善のために犠牲となる人が、その結果を受け入れる根拠に転化してしまうという逆説も指摘されている)、後者は、効用概念自体の中身を区別し、それを批判する基準がないために、たとえば一旦反社会的な効用が観念されてもそれを排除する理由はなく、一般に人々の必要の位階性・多元性を充分反映させることができないと批判する。これらの困難を解決する代案として打ち出されているのが、人々は社会において平等な尊敬と配慮を受ける権利を有しているという本源的制約(上述の広義の内省的均衡論の枠組みの中では、基礎仮説に該当する)を正義の規制として課した上で、個人の善の自由な追求を承認する——そしてこれが究極的理想である、個人の卓越へと導く——という、「権利論」のアプローチである。これは、ロールズ自身の格差原理導出過程(原初状態に集う個人の合理的選択行動の結果だとするもので解釈上の混乱をもたらした)の代案として、上述の権利を道徳原理に先行する基礎仮説に置き、そこから演繹されるものとしたG. ドウォーキンの解釈を、さらに広義の内省均衡論の枠組みの中に位置づけたものと評価することができよう。この枠組みからは、ロールズと同様、社会的基本財(著者はそれを「資源」と言い換えている)の分配にかんする格差原理、とりわけ自然的偶然による才能の配分の成果はこれを社会全体でシェアするという、才能のプーリング論が含意として導かれている。才能のプーリング自体はJ. S. ミルの『功利主義』においても1つの考え方として紹介された、特に新しい見方ではないが、これをどのように正当化するかという所に本書の中心の課題が存在するわけである。

全体を通じて、本書の最大の功績は、今世紀において目覚しい展開を遂げた道徳哲学、とりわけその方法上の論考の流れの中に、ロールズの考察を(初期の著作、『正義の理論』と最近の著作の区別にも留意しながら)正確

に位置づけるとともに、整合主義、より具体的には広義の内省均衡論の枠組みの中で、ロールズの正義の原理を論理的に純化し、権利論として再定式化した所にあるといえよう。実際、ロールズの意図は、著者の議論構成の中により明確な形をとって見事に再現されている。問題は、果して本書の核心である格差原理の正当化に著者は成功したといえるか、である。これは、ひとえに著者のとった整合主義、とりわけ広義の内省均衡論のアプローチがどれだけ説得的であるかにかかっているといえよう。私には、未だ説得的だとは思われない。その理由は次の通りである。

第1に、内省均衡論において、具体的な道徳判断(むしろ正義の感覚が発揮されやすい状況における熟慮後の判断だという条件を加えて)を下し、道徳原理およびその基礎仮説を検証する主体は、歴史過程にある生身の人間の筈である。それにもかかわらず、本書で記述されている道徳原理は、最終的に到達すると想定される均衡状態において成立するものとされている。このようなモデルの構造は、経済理論における予想均衡、あるいは(ルーカスの意味での)合理的期待の均衡の世界ときわめて類似している。そして、経済モデルにおける合理的期待均衡が長期的定常状態を除けばきわめて強い仮定を内包していることは周知の通りである。ここに提出されている広義の内省均衡論は、なるほど自然主義や直覚主義などの基礎主義に含まれる外生的価値(超越者)を排除することには成功したが、逆にトレード・オフとして別の形の超越者、すなわち歴史の展開を見通す(ヘーゲル的)超越者を導入してしまっていないだろうか? 著者自身、ロールズの議論の中に不均衡過程の考察が欠如していることを認めておられる。不均衡の過程では同時に社会制度も不均衡の筈であり(何故なら、道徳原理は社会制度に先行して、その設計を規制するものであるから)、ここでは人々の道徳判断も単に既存の価値のみならず、制度のあり方自体にも影響されよう。このような不均衡過程の行きつく所がロールズの正義の原理となるかどうかは、残念ながら保証はない。

第2に、内省的均衡をもたらす検証の過程が、具体的にどのような形でワークするのか、はっきりした説明のないことである。著者の方法論をとることで、たしかに経済学者がロールズの格差原理に対して行なった批判のいくつかは解決ないし回避される。しかしながら、常にくり返される次のような素朴な疑問には、どう答えるのだろうか? 格差原理はもっとも不遇な人の厚生に関心を集中させるため、その水準をぐくわずに高めるために

他の人々が大きな犠牲をこうむる可能性がある。また、全く逆に、その水準をわずか高めようとする、恵まれている人はますます恵まれ、格差が拡大してしまう可能性もある(格差原理は、最も不遇な人の地位を高める限り、分配の不平等を認めることに留意)。いずれの場合にも、我々の直観的な道徳判断と適合しない、という疑問である。むろん、いずれも「可能性」をもとにしての判断であって「事実」にもとづく判断ではないから、挙証責任は疑問を提出する側にあるといえなくもないが、それでは説得力に乏しい。いずれかの可能性が実現する場合に、どのように改訂が施されるのであろうか。

純粋な正当化の問題から離れて著者の平等主義的な権利論の実質的側面を見たとき、評者はその構想の大筋については個人的に大きな共感を覚える。著者の「資源」あるいはロールズの「社会的基本財」の概念に対する関心、才能のプーリング論の方向性において然りである。しかしながら、経済学の観点からすると、その議論はロールズにおける素朴なレベルを殆ど越えていない。ロールズの社会的基本財の概念に対しては、経済学者から一体どのようにして多元的な基本財の間を通約する指数を作るのかという質問が発せられている。この質問にどう答えるかは、実は才能のプーリング論をどう了解するかにも深くかかわってくるのである。「資源」=基本財の中には、所得と富の経済財と並んで職務と責任ある地位という社会財が重要な構成要素として入っている。(後者は、ロールズにおいてより根本的な基本財である「自尊」の念と緊密な関連を持つ。)そうであるとする、自然的偶然による能力の差異を社会全体で分ちあうといっても、職務配分上「適材適所」を貫き、所得の上で格差を補償するというにはならない筈である。経済財と社会財とは必ずしも代替(置換)可能でなく、むしろ補完的とさえ考えられるからである。このように考えると、純粋に才能を個人的に発揮できる比較的限られた場合(芸術家等)を除けば、格差原理、あるいは才能のプーリング論の指示する分配の方法は未だ明確だとはいえないのである。評者には、現存の体制下のものとは大幅に異なった社会的分業の組織が必要になるとも考えられる。いずれにせよ、この問題は本書の範囲を越える問題であり、これからの著者の研究の一層の展開の際に考慮されることを期待したい。

以上の批判は、いずれも著者の労作の優れた価値をいささかも傷つけるものではない。このような著作が日本の経済学界から出版された事を誇りに思うとともに、著者のこれからの思索の一層の発展と、本書を乗り越える

べく著者の後に多くの学徒の続くことを期待したい。

[石川経夫]